

成人期への移行の実態と移行保障

放送大学教養学部教授
宮本 みち子

1. 移行モデルの変化と研究上の課題

欧米先進諸国において、1970年代後半に始まった若者の変化をもたらしたのは、青年期から成人期への移行の前提となってきた、工業化時代の枠組みが崩壊したことにある。学校を卒業して仕事につき、家庭という本拠地を築くという工業化社会の移行モデルと、そこに付随した生活標準が、自明のことではなくなり、移行の長期化や、移行パターンの個人化・多様化・流動化がみられるようになったのである（宮本 2002、2004a、2004b）。

こうした変化をもたらした最大の環境変化は、就業構造の転換にあったが、それとやらんで家族や結婚制度の変貌も、若者にとっては軽視できない大きな変化であった。ところで、このような変化は、すべての若者におしなべて影響を及ぼしたのではない。一方では、教育水準が上昇し、〈長期化する依存期を謳歌する豊かな若者〉が登場した。他方、若年労働市場の悪化によって、失業や貧困に陥る者も増加したが、そこには社会階層による違いが明確であった。また教育水準の上昇という一般的状況下で、学校教育での失敗、不適応は、その後のライフコースに致命的な不利益をもたらすこととなった。しかも、財政の悪化を理由に福祉国家路線の転換が進み、若者に対する国家の支援はむしろ後退した。自立が延期され、国家の後押しがなくなり、それに代わって親の「責任」が強化されたのである。しかしそのような状況下で子の扶養という責任を果たせない家庭の困難が顕在化した。その結果、若者世代が相対的にもろくなっ

ているとの認識が広がり、それがどのような若者に際立っているのかを明らかにする研究が蓄積された。若者世代の社会的地位を引き上げ、エンパワーするための研究や政策検討が続いて現在に至っている（Furlong and Cartmel, 1997, Jones, 2002, Jones and Wallace, 1992）。

2. EU における移行期研究の登場

1980年代以後の若者研究は、若者の労働市場への参入を規定している構造的要因は何か、そして若者にとって選択の自由はどの程度あるのかを検討することが、重要な課題となった。ジョーンズとウォーレスは、「若者は教育、雇用、訓練の構造によって制約されているため、仕事をもっと多くあった過去の20～30年間よりも選択の幅は少なくなっている」という（Jones and Wallace 1992, 邦訳第2章）。さらに、「成人期への移行過程」の変容が、従来の社会階級の再生産構造を崩しているか否かをめぐっては、ヨーロッパで論争のひとつの焦点になっている（Furlong 1998）。

このような研究動向とも連動しながら、1980年代後半以後、EU諸国では、「移行期」に焦点をあてた新しい議論が展開し、その結果、若者政策は移行政策へとシフトした。それは、労働市場の悪化を睨んで、若者に「エンプロイアビリティ」（雇用される能力）をどのようにして付与するかという点を強調しながらも、同時に若者が親から独立して自分自身の生活基盤を築く権利（自立の権利）をシティズンシップとして認め、雇用、教育・訓練、家族形成、住宅、社会保障施策によって、成人期へのすみやかな移行を保障しようとする政策体系である。

仕事を通して完全なシティズンシップを獲得するというこの考え方からすれば、若年雇用の流動化・不安定化はシティズンシップの根底を揺るがす問題である。それに加えて、成人期への移行の長期化は、社会の構成員としての役割取得を延期させ、社会のアウトサイダーと化していく若者人口を増加させることになる。特に、新自由主義の流れのなかで、若者のなかでも不利な状況に置

かれた層のアウトサイダー化が進行する。1990年代初頭から、貧困問題をはじめ、社会的に不利な立場にあって社会の公式制度へのアクセスの道を絶たれた状態を社会的排除という用語で表現するようになったが、若者に関してもこの用語が適用されるようになった。

3. 若者の社会参画とシティズンシップ

近年のEUの若者政策では、若年者雇用政策と若者の社会参画政策（シティズンシップ政策の一環）が車の両輪の関係にある。そこにはポスト工業化社会における若者観が明確にみられる。それは、「自立」・「影響＝若者が社会に対して影響力を持つこと」・「資源＝若者を社会的資源として位置づけること」という3つのキーワードが、若者政策の柱となっていることに結実している。

青少年・若者を社会の意思決定過程へ参画させようという政策は、1985年の国連世界青年年に登場し、1989年に子どもの権利条約の国連採択で定式化するが、1990年代後半に入ると具体化の段階に入った。大人になる過程での主要な目標は、「自立すること」と明確に認識されるようになり、その基盤として、選択の力、自己決定、参加が必要とされた。そしてそのための社会の側からの情報提供や若者のエンパワーメントなどが不可欠の条件であり、これらがシティズンシップ政策を表現するキーワードともなっている。

2001年に欧州委員会が著わした「2001年若者に関する白書」は、このような潮流を明確に示している（Commission of the European Communities 2001）。この白書は、現代の若者の特徴をとらえるのに、①若者のライフコースが個人化・多様化していること、②少子高齢化によって若年人口比率が縮小していること、③グローバル化時代の若者、という3点に着目して若者政策を提起し、EU加盟国の協力体制を求めたものである。そこには3つの柱がある。

1 若者の積極的シティズンシップ active citizenship

若者の社会的統合をシティズンシップとして位置づけ、社会への参画を大胆

に進めようという政策をシティズンシップ政策という。とくに、若者を意思決定のプロセスに参加させることを積極的シティズンシップとおさえている。そこには、権利の主体としてのシティズンシップから、参画する主体としてのシティズンシップへの転換がある。

2 経験分野と認識の拡大

高学歴社会における若者は社会経験不足というジレンマをかかえているが、その打開策として「経験」が強調されている。若者のシティズンシップのセンスは、フォーマル教育を通した理解より、さまざまな領域における体験によって得られる。家族、学校、友人関係、地域での参加経験が、フォーマルな学習を補強しているという認識が高まっており、教育や訓練は、従来のような伝統的でフォーマルなものに制限されてはならないという。

3 若者の自律 autonomy を促す

若者にとって自律性は極めて重要な要求である。自律性は自分が利用できる資源、とくにお金や住宅や生活物資などの物的資源によってもたらされる。このような認識を基に、若者政策では、若者の生活を支える全体論的（ホリスティック）なアプローチが特徴となっている。

4. EUにおける若年者雇用政策——ワークフェア政策と統合された移行政策

移行政策は、若者が大人としての地位を獲得することを保障しつつ、同時に若者を社会へと統合していくことに主眼がある。教育・訓練制度、雇用制度、社会保障制度、住宅政策などが移行政策の要素を成している。これらの要素の中心に雇用政策が位置付けられている。

1990年代後半以降の欧米における長期失業対策は、失業の削減という従来型の雇用対策だけでなく、失業者と非労働力を合わせた概念である「不就労」(non-employment)を削減するという目標に転じ、そのための包括的な

改革を目指してきた(勇上 2004: 19)。彼らが「非活動の罫」に陥るのを防ぎ、これらの人々を就業を通して社会に統合することが雇用政策上の目標となった。

このような共通認識をふまえて、1997年のEUルクセンブルグ雇用サミットで採択された「ヨーロッパ雇用戦略」では、若者の就業支援が指針のひとつに加えられ、各国で若年者雇用に取り組むことが義務付けられた。このような動向のなかで、「自立」と「活動」が若者を論ずる際のキーワードとなり、若者の雇用を通して活性化するワークフェア政策(雇用を通じた福祉政策)が雇用政策の基本となっている。また、積極的労働市場政策が、成人だけでなく若年雇用に関してもみられる。それに伴って、フレキシブルな生涯学習が成功へのかぎになると考える「教育重視」モデルへとシフトしている。支援の方法も、集団から個人へとシフトしている。個々人の生活歴に焦点をあて、教育・訓練・福祉・労働市場をより協調させる政策が必要だと認識されているが、これは〈統合された移行政策〉と呼ばれている。

5. 雇用流動化する日本の実態

EUと比較して日本の実態と政策の動向をみていくと、日本における若者問題への認識には独特の特徴がみられる。失業問題がまともに議論される時期がないまま、フリーターからニートへと議論の対象は推移した。その際の論点は、「なぜ若者はフリーター／ニートになるのか」「なぜ若者は働く意欲がないのか」であった。これらの問はフリーターやニートが若者の選択の結果であるという認識から発したものであった。西欧諸国で、ホームレスや貧困化した若者が明確に登場したことと比較すると、日本では若者の貧困化は顕在化しにくい。その理由は、親に経済的に養ってもらうことが可能だからといえよう(宮本・岩上・山田 1997、山田 1999、宮本 2004b)。そのため、若者の貧困化が隠されてしまいがちであり、欧米諸国のような社会的排除問題として若年者問題が理解されにくい。むしろ、若者の主体性の問題(意欲や労働観や自立意識の弱体化)に目が向きやすく、自己責任を強調し、若者の意識改革(根性の叩き直し)

に行き着いてしまうことに、近年の日本の特徴がある。しかし実際に、もっとも大きなリスクを負うのは、先進諸国で社会的排除に陥りやすいとされている類型（低学歴、貧困、障害者、経済衰退地帯の若者、移民）と一致している（後藤・中西・乾 2005、労働政策研究・研修機構 2005、小杉編 2005、矢島・耳塚 2001）。

日本では、若年者雇用問題の発生から日が浅く、雇用対策の域を脱却していない。青年期から成人期への移行の時期、とくにヤングアダルト期は、これまで政策のうえでも制度的にも明確な対象となつてこなかった。その年齢層における社会経済的変動が始まったなかで、総合政策としての若者政策を確立する必要がある。

（本稿に関する詳細な記述は、拙稿「若者政策の展開—成人期への移行保障の枠組み—」『思想』2006年 No.983にある）

（引用・参考文献）

- 勇上和史、2004、「欧米における長期失業者対策」『日本労働研究雑誌』No.528
2004年7月号
- 小杉礼子編、2005、『フリーターとニート』勁草書房
- 後藤道夫・中西新太郎・乾彰夫、2005、「〈座談会〉若者をめぐる言説・政策をどうみるか？—階層分断化と自己責任—」『教育』2005年4月号
- 宮本みち子、2005、「先進国における成人期への移行の実態」『教育社会学研究』第76集
- 宮本みち子、2005、「長期化する移行期の実態と移行政策」『若者—長期化する移行期と社会政策—』法律文化社（社会政策学会誌第13号）
- 宮本みち子、2004a、「社会的排除と若年無業—イギリス・スウェーデンの対応」『日本労働協会雑誌』2004年12月号
- 宮本みち子、2004b、『ポスト青年期と親子戦略—大人になる意味と形の変容—』勁草書房
- 宮本みち子、2002、『若者が社会的弱者に転落する』洋泉社

- 宮本みち子・岩上真珠・山田昌弘、1997、『未婚化社会の親子関係』有斐閣
- 矢島正見・耳塚寛明、2001『変わる若者と職業世界』学文社
- 山田昌弘、1999、『パラサイトシングル』筑摩書房
- 労働政策研究・研修機構、2005、『若年就業支援の現状と課題—イギリスにおける支援の展開と日本の若者の実態分析から—』労働政策研究報告書、No.35
- Commission of the European Communities, 2001, European Commission White Paper: A New Impetus for European Youth.
- Furlong, A., 1998, “Youth and Social Class: Change and Continuity” British Journal of Education, Vol.19 No.4.
- Furlong A., and Cartmel F., 1997, Young People and Social Change: Individualization and Risk in Late Modernity, Open University Press.
- Jones, G., 2002, The Youth Divide: Diverging Paths to Adulthood, York Publishing Services.
- Jones, G., and Wallace. C., 1992, Youth, Family and Citizenship, Open University Press. (宮本みち子監訳、鈴木宏訳、1996、『若者はなぜ大人になれないのか』新評論)